

I 平成 29 事務年度 国税庁実績評価書の概要

1. 国税庁の実績評価制度

(1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 11）の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（P. 11）を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。

(2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月 財務省策定）に基づいて財務省が行う政策評価に準じて行うこととしています。

国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間とし、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しております。

(3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。こういった観点から、国税庁の実績評価については、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂いております。

2. 「平成29事務年度国税庁実績評価書」の概要

(1) 目標

平成29事務年度の実施計画は、「平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 8）のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を4、業績目標を6設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、図「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 9）において示しております。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、表「平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 10）において示しております。

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、

その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ 施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s+ 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じております。

なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

ニ 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標（大）1については、実績目標（小）1-1～1-4の評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標（小）1-2については、業績目標1-2-1～1-2-3を総合して、また、実績目標（小）1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

3. 成果重視事業の評価について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣

議決定)において、成果目標(P)－予算の効率的執行(D)－厳格な評価(C)－予算への反映(A)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つとされ、政策評価との連携強化が求められています。このため、成果重視事業については、実績評価の枠組みで評価を行っています。

4. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しております。

資料1 平成29事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 平成29事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画

平成29事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

1. 計画期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの1年間

2. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標(大)1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標(小)1-1	税務行政の適正な執行
実績目標(小)1-2	納税者サービスの充実
業績目標1-2-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標1-2-2	相談等への適切な対応
業績目標1-2-3	電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進
実績目標(小)1-3	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標1-3-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標1-3-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標1-3-3	不服申立てへの取組
実績目標(小)1-4	国際化への取組
実績目標(大)2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標(大)3	税理士業務の適正な運営の確保

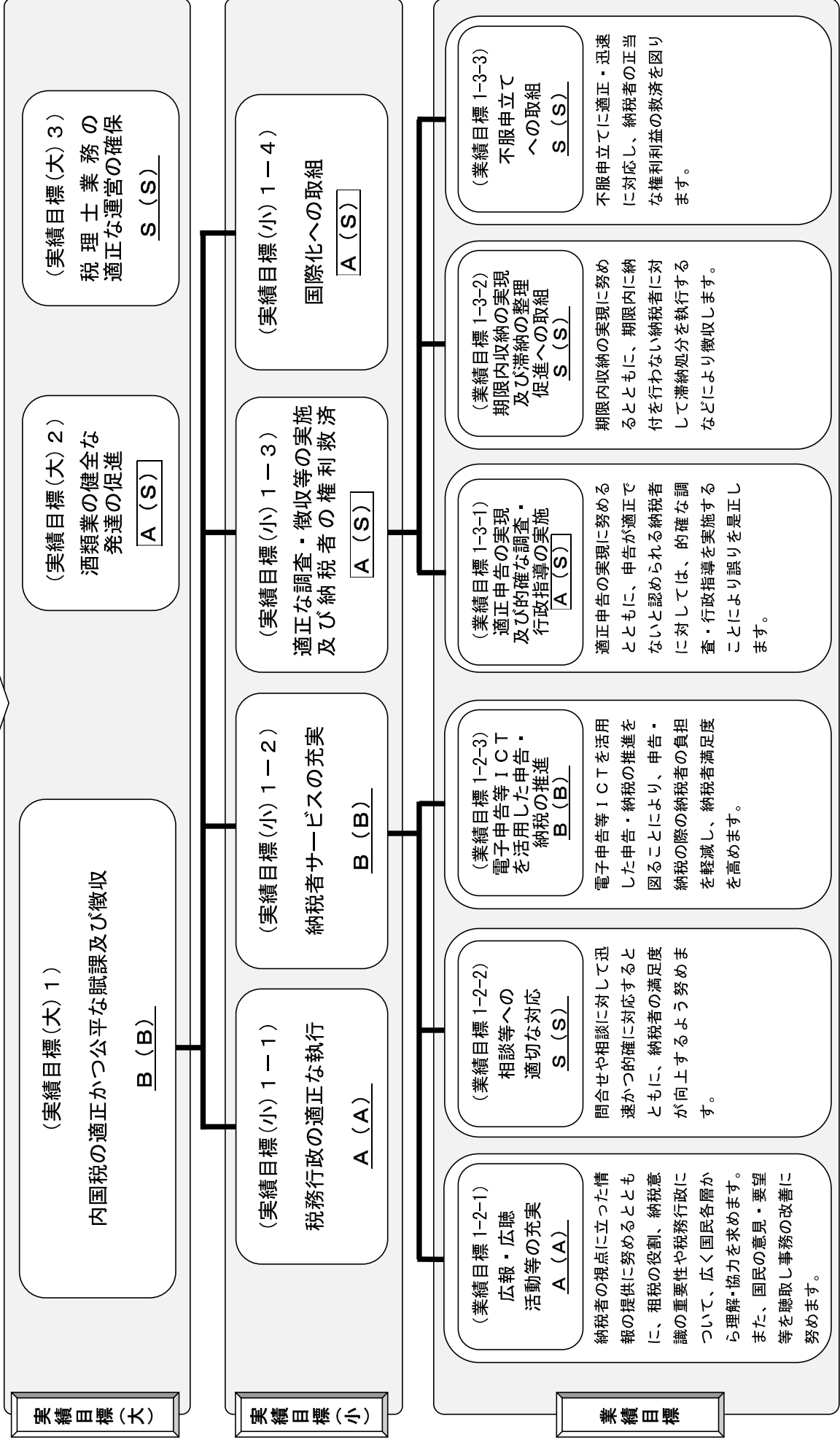
3. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。



※ 各目標に付した符号は、当該目標に係る平成 29 事務年度の評定。() は 28 事務年度の評定。□ は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S +、S、A、B、C の 5 段階。

平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数		
		定量	定性	
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—	
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	6	3	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等			2
	(3) 守秘義務の遵守			1
	(4) 職員研修の充実			1
	(5) ICT化・業務改革(BPR)の推進			1
	(6) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組			1
実績目標(小)1-2 納税者サービスの充実		—	—	
業績目標1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層への広報活動の充実	5	1	
	(2) 租税に関する啓発活動		4	1
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進			1
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保			1
	(5) 国民の意見や要望への的確な対応等			1
業績目標1-2-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	4	7	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応		1	
	(3) 改正消費税法への対応			1
	(4) 改正相続税法への対応			1
業績目標1-2-3 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上	2	7	
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進		1	
実績目標(小)1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—	
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	4		1
	(2) 的確な調査事務の運営		2	
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組			3
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施			1
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	5		1
	(2) 滞納を未然に防止するための取組			1
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2	
	(4) 滞納の整理促進への取組			1
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収			1
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	3	2	
	(2) 裁決事例の公表の充実			1
	(3) 改正不服申立制度の定着に向けた取組			1
実績目標(小)1-4 国際化への取組	(1) 租税条約等に基づく情報交換	5	1	
	(2) CRS(共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組			1
	(3) 相互協議事案の適切・迅速な処理			1
	(4) 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有			1
	(5) 開発途上国に対する技術協力		2	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	7	1	1
	(2) 酒類の公正な取引環境の整備		1	
	(3) 日本産酒類の輸出環境整備			1
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応			1
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携			1
	(6) 未成年者飲酒防止対策等の推進			1
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保			1
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	3	1	
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施		1	1
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組			1
上記合計		44	37	34

(参考条文等)

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)